労　働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、郵政産業労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成23年３月24日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（北海道、青森県、岩手県、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、高知県、福岡県及び長崎県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年３月 23 日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表

北 海 道	郵便事業株式会社及び郵便局株式会社
青 森 県	郵便事業株式会社及び郵便局株式会社
岩 手 県	郵便事業株式会社
宮 城 県	郵便事業株式会社
埼 玉 県	郵便事業株式会社及び郵便局株式会社
千 葉 県	郵便事業株式会社
東 京 都	日本郵政株式会社東京逓信病院、郵便事業株式会社、郵便局株式会社
神奈川県	郵便事業株式会社及び郵便局株式会社
愛 知 県	郵便事業株式会社及び郵便局株式会社
京 都 府	郵便事業株式会社及び郵便局株式会社
大 阪 府	郵便事業株式会社及び郵便局株式会社
兵 庫 県	郵便事業株式会社及び郵便局株式会社
岡 山 県	郵便事業株式会社
広 島 県	郵便事業株式会社及び郵便局株式会社
山 口 県	郵便事業株式会社
高 知 県	郵便事業株式会社及び郵便局株式会社
福 岡 県	郵便事業株式会社及び郵便局株式会社
長 崎 県	郵便事業株式会社

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、郵政労働者ユニオンから、賃金引上げ等の要求に関して、平成23年３月24日以降、同組合の組合員が従事する郵便事業株式会社の全職場（福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、長崎県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 23 年３月 23 日

厚生労働大臣　細川　律夫

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

三月十六日（水）

○一般案件

一　予備自衛官の災害招集命令及び即応予備自衛官の災害等招集命令に係る内閣総理大臣の承認について（決定）（防衛省）

○法律案

一　平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（決定）（総務省）

三月十七日（木）

○一般案件

一　「平成二十三年（二千十一年）東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部の設置について」の一部改正について（決定）（内閣府本府）

三月十八日（金）

○国会提出案件（抜粋）

一　平成二十三年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告について（決定）（総務省）

公　告

諸　事　項

犯罪被害財産支給手続不開始決定公告

平成 23 年３月 23 日　　広島地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第８条第１項の規定により犯罪被害財産支給手続を開始しないこととしたので公告する。

記

１　不開始決定番号　広島地方検察庁　平成22年第１号

２　不開始決定の年月日　平成23年３月23日

３　犯罪被害財産の没収又は追徴の裁判

⑴　裁 判 所 名　広島地方裁判所

⑵　裁 判 年 月 日　平成22年１月15日

⑶　確 定 年 月 日　同年１月28日

⑷　被告人の氏名　中山　国彦

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、法定の除外事由がないのに

ア　平成21年１月25日ころ、広島市内において、岡田誠から、同人らが貸金業法違反及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反により得た犯罪収益である現金３万円を、その情を知りながら、みかじめ料名目で同人から受け取り、もって、犯罪収益等を収受した。

イ　同年８月28日ころ、広島市内において、児玉督治から、同人が貸金業法違反及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反により得た犯罪収益である現金５万円を、その情を知りながら、みかじめ料名目で同人から受け取り、もって、犯罪収益等を収受した。

ウ　同年９月25日ころ、広島市内において、前記児玉から、前記犯罪収益である現金５万円を、その情を知りながら、みかじめ料名目で同人から受け取り、もって、犯罪収益等を収受した。

（罪名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第11条違反

４　不開始決定をした理由

不開始決定時までに保管した給付資金の額は13万円であって、犯罪被害財産支給手続に要する費用等を支弁するのに足りる給付資金を保管できず、今後もこれを保管することとなる見込みがないと認めるため。

５　この公告に関する問い合わせ先

〒730―8539　広島市中区上八丁堀２番15号

広島地方検察庁　被害回復給付金担当

電話番号　082―221―2453（代表）

ＦＡＸ　082―221―8961

○　上記犯罪被害財産支給手続を開始しない決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（広島地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記５のとおり）。

○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　犯罪被害財産支給手続を開始しない決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（広島地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。